

全期間固定金利の住宅ローン

【フラット35】



マイホームを新築・購入して

町外から玉東町に転入される方や 新婚世帯の住宅取得を応援します！

住宅取得の際に、地方公共団体の補助金を利用する場合、
【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げます。

【フラット35】 地域連携型

連携

玉東町補助事業

◆地域連携型（子育て支援）※

金利引下げ期間 **当初5年間**

【フラット35】の借入金利から

金利引下げ幅 **年▲0.50%**

◆地域連携型（地域活性化）

金利引下げ期間 **当初5年間**

【フラット35】の借入金利から

金利引下げ幅 **年▲0.25%**

その他、「住宅の性能」や「子どもの人数※」等に応じて金利を引き下げる制度と併用することができます。詳しくはフラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。

※地域連携型（子育て支援）等は、令和6年2月13日の制度改正を踏まえた内容を記載しています。

●玉東町定住促進住宅用地の分譲に伴う補助金

最大50万円

⇒【フラット35】の

- ◆地域連携型（子育て支援）
- ◆地域連携型（地域活性化）

をご利用いただける場合があります。

●玉東町定住促進補助金

最大25万円※

※高校生（18歳）以下がいる場合（1世帯につき上限5万円）

⇒【フラット35】の

- ◆地域連携型（子育て支援）
- ◆地域連携型（地域活性化）

をご利用いただける場合があります。

●玉東町結婚新生活支援補助金

最大60万円

⇒【フラット35】の

- ◆地域連携型（子育て支援）

をご利用いただける場合があります。

詳しくは、裏面または玉東町HPでご確認ください。

（注意事項）

- 【フラット35】地域連携型は予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。
- 【フラット35】地域連携型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。
- 【フラット35】のご利用には条件があり、審査結果についてお客さまのご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件など投資用物件取得資金にはご利用いただけません。

【フラット35】に関するお問合せ先

■住宅金融支援機構 九州支店
熊本センター

TEL 096-354-3170

<営業時間> 平日 9:00~17:00

■フラット35サイト

<https://www.flat35.com>

フラット35

検索



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構

(令和5年12月作成)

玉東町の補助事業

● 玉東町定住促進住宅用地の分譲に伴う補助金

- ◆地域連携型 (子育て支援)
- ◆地域連携型 (地域活性化)

主な要件

- 住宅建築補助金……1軒あたり50万円
- 定住補助金……1人あたり20万円(中学生以下の世帯が対象)
- 町内木造建築物請負業者利用補助金……1坪あたり1万円(但し、上限50万円)

● 玉東町定住促進補助金

- ◆地域連携型 (子育て支援)
- ◆地域連携型 (地域活性化)

主な要件

- ①転入者が町内に新築や中古物件を購入またはリフォームしその住宅に5年以上定住すること。
※転入者とは玉東町外に1年以上居住し玉東町内へ転入した世帯。
※リフォームは玉東町空き家バンク登録物件に限る。
- ②世帯が税金を滞納していないこと。
- ③転入後、1年以内に申請すること。 など

補助金額

- 住宅新築、新築・中古物件の購入の場合(15万~補助上限額25万円)かかる費用の1/2を補助します。
- その住宅に同居する親族に高校生(18歳)以下がいる場合(1世帯につき上限5万円)

さらに
+5万円

● 玉東町結婚新生活支援補助金

- ◆地域連携型 (子育て支援)

主な要件

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
※夫婦ともに婚姻時における年齢が29歳以下の世帯または39歳以下の世帯
- ②令和4年中の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯。
※奨学金の返済を行っている場合、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除
- ③令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に結婚を機に玉東町内にある新居を新たに購入・賃借した住居に住民票を置く世帯。
- ④他に同様な公的制度の補助を受けた人がいない世帯。
- ⑤過去にこの制度の補助を受けた人がいない世帯。
- ⑥税金の滞納がない世帯。

(注) 詳しくは、玉東町HP (<https://www.town.gyokuto.kumamoto.jp/>) でご確認ください。

【フラット35】地域連携型などをご利用いただけます。

◆【フラット35】地域連携型とは

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金などの財政的支援とあわせて【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。また、「住宅の性能」や「子どもの人数※」等に応じて、金利を引き下げる制度(【フラット35】S・【フラット35】子育てプラス※など)と併用することができます。詳しくは、フラット35サイト(www.flat35.com)で確認ください。

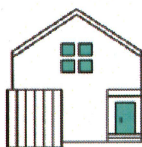
※子どもの人数等に応じて金利を引き下げる【フラット35】子育てプラスは、令和6年2月13日から開始する新制度です。

【フラット35】地域連携型(子育て支援)等との組み合わせご利用例(令和6年2月13日以降 新制度適用分)



子ども2人のご家族
かつ

◆地域連携型(子育て支援)



ZEH または
長期優良住宅



当初 5年間 ▲ 1.0%

6~10年目 ▲ 0.75%

※上記以外にも様々なメニューの組み合わせが可能です。

詳しくは、玉東町役場へお問合せください。

● 玉東町定住促進住宅用地の分譲に伴う補助金について

建設課 TEL 0968-85-3112

● 玉東町定住促進補助金について

● 玉東町結婚新生活支援補助金について

企画財政課 TEL 0968-85-3188



(玉東町HP)